

千葉県環境保全条例に基づく規制対象畜舎からの排水水実態調査結果

1 調査の概要

千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）に基づく規制対象の412の畜舎のうち、日常的に公共用水域への排水がある8事業場を対象に、排水水中の硝酸性窒素等の濃度を測定し、条例に基づく排水基準の適合状況について調査した。

表 条例に係る畜舎（牛房施設等）の届出状況（令和4年6月現在）

施設の種類		事業場数 () は排水のあるもの
畜舎	牛房施設 (牛房の総面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満)	245 (3)
	馬房施設 (馬房の総面積 100 m ² 以上 500 m ² 未満)	3 (1)
	鶏舎 (鶏の飼養羽数が 1,000 羽以上)	164 (4)
		412 (8)

※8事業場の排水は、主に洗浄排水である。

※排水のない404事業場は、農地還元や廃棄物処理により家畜糞尿等の処理を実施しており日常的な排水がない。(届出上の日平均排水量が0 m³/日)

2 調査期間

平成30年度から令和4年度（5年間）

3 調査方法

条例第37条の規定による立入検査（地域振興事務所職員が実施）により、排水を採取し、硝酸性窒素等の濃度を測定した。

4 調査結果

調査期間中に8事業場を対象に延べ15回の濃度測定を実施した結果、以下のとおりであった。

牛房施設は暫定排水基準 300mg/L、馬房施設は一般排水基準 100mg/L、鶏舎は暫定排水基準 500mg/L とそれぞれの改正案に適合する結果となった。

硝酸性窒素等の測定結果（単位 mg/L）

牛房施設（3）： 5.6～24 （延べ5回）

馬房施設（1）： 0.3 （延べ1回）

鶏舎（4）： 1.4～15 （延べ9回）